

## 中野サンプラザの取得・運営に関わる事業者募集の実施方針(案)について

### 1 実施方針の公表

区は、中野サンプラザ取得・運営等事業実施に際し、区と民間事業者との適切な役割及び責任分担の確保を図り、効果的な事業実施の方法等の検討を進めている。このため、民間事業者募集に先立ち、以下の目的により実施方針を公表し、民間事業者の質問及び意見等を聴取する。

サンプラザ取得・運営に関する区の意向及び区が計画している内容を公表することにより、民間事業者の関心と理解が深まること。

実施方針に対する質問、意見及び提案を求めることにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が図られるような適切な募集要項を定められること。

### 2 実施方針の記載事項

実施方針は、サンプラザの取得・運営に関わる事業者募集に関して、以下の事項についての現時点における区の考え方を示すものである。

事業内容に関する事項

サンプラザ譲渡の経緯及び取得・運営の事業内容に関すること

サンプラザの現況に関する事項

サンプラザの権利関係及び土地・建物に関すること

サンプラザの譲渡に関する事項

譲渡手続及び運営の引き継ぎに関すること

サンプラザの事業運営に関する事項

賃料等についての区の基本的な考え方に関すること

民間事業者の募集及び選定に関する事項

募集手続、応募条件、選定方法及び選定手続に関すること

その他

実施方針公表手続の詳細等

### 3 実施方針(案)

主な内容は、別添「中野サンプラザ取得・運営等事業に関する実施方針(案)」のとおり

平成16年(2004年)2月4日  
総務委員会資料  
区長室政策担当

**中野サンプラザ取得・運営等事業に関する実施方針  
(案)**

**中野区**

## 第1 中野サンプラザ取得・運営等事業に関する事項

### 1. 経緯

全国勤労青少年会館（以下「中野サンプラザ」という。）は、1973年に勤労青少年のための施設として雇用促進事業団（現雇用・能力開発機構）により設置された。中野駅前であって、全国的にも著名な施設であり、中野区のランドマークとしての機能を果たしてきた。

国の特殊法人改革に伴い、雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は平成16年3月1日から独立行政法人となり、中野サンプラザ等の勤労者福祉施設については平成17年度末までに廃止されることとなった。

中野区（以下「区」という。）は、平成14年8月に機構から中野サンプラザ譲渡の打診を受け、その取得について区民の意見を聞きながら検討を進めてきた。

その結果、民間の資金、能力を活用して、区が関与する形で中野サンプラザを取得することにより、中野区の活性化と中野駅周辺まちづくりの推進を図るという考え方のもとに、中野サンプラザ取得・運営等事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、公表することとした。

区は、今後、実施方針に関する民間事業者等からの質問、意見及び提案等を受けて、募集要項を確定し、広く民間からの提案を募集して、区と共同して本事業の実施に参加する運営事業者等を選定する。

### 2. 事業内容に関する事項

#### (1) 本事業の目的

本事業は、中野区の活性化と中野駅周辺まちづくりの推進を図ることを目的とし、区と民間事業者が出資する株式会社（以下「新会社」という。）を設立し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した中野サンプラザの取得・運営等を行うものとする。

#### (2) 民間事業者の選定

区は、新会社を設立するにあたり、中野サンプラザを取得する新会社における経営に関する提案（以下「経営計画」という。）、中野サンプラザの運営内容及び実施体制に関する提案（以下「事業計画」という。）を広く募るものとする。提案には、新会社設立に対する民間からの出資計画、新会社が中野サンプラザを取得するために必要な資金の調達計画を含むものとし、本事業の目的を達成するために最も有効であると判断された提案をした者を区と共に本事業の実施に参加する民間事業者として選定する。

#### (3) 基本協定の締結

区は、本事業を推進するため、新会社に対して民間からの出資を行う者（以下「出資者」という。）、中野サンプラザの事業運営を行う者（以下「運営事業者」という。）との間で、新会社の設立及び本事業を実施するために必要となる手続について定めた協定（以下「基本協定」という。）を締結する。なお、基本協定の内容については「基本協定（案）」（資料1）によるものとする。

#### (4) 新会社の設立

区及び出資者は、基本協定に従い、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として新会社を設立する。新会社の設立時の資本金は3億円とし、区は当該

資本金の3分の2となる2億円、出資者は当該資本金の3分の1となる1億円を、それぞれ出資する。

区及び出資者はそれぞれ役員を派遣し、代表取締役は民間から選任する。

**(5) 事業の実施**

運営事業者は、基本協定に従い新会社との間で中野サンプラザの運営に関する事項を定めた契約(以下「事業契約」という。)を締結し、中野サンプラザの運営等を実施するものとする。

**(6) 取得資金の調達**

運営事業者及び出資者は、自ら融資を実施し又は融資機関等をして新会社に対する融資を実施せしめることにより、新会社が中野サンプラザを取得するための資金調達の実現を図る。新会社が機構から取得する価格は、約5.2億円と見込む。

**(7) 中野サンプラザの譲渡**

新会社は、機構との間で中野サンプラザの譲渡に関する事項を定めた契約(以下「譲渡契約」という。)を締結し、中野サンプラザを取得・運営するものとする。

**(8) 中野サンプラザの運営**

運営事業者は、事業契約及び事業計画に従い、中野駅周辺の賑わいに資する施設として中野サンプラザの運営を10年以上行うものとする。

**(9) 中野サンプラザの再整備等**

新会社は、譲渡契約に基づく中野サンプラザの運営の終了以前に、中野駅周辺まちづくりの推進に資する中野サンプラザの再整備等に関する事業(以下「再整備等事業」という。)を企画又は計画し、区との協議を行うものとする。出資者及び事業運営者は、再整備等事業について新会社及び区に提案を行うことができるものとする。

新会社による再整備等事業の実施が困難な場合は、新会社は運営終了後速やかに中野サンプラザの土地及び建物を譲渡することとする。

その場合、新会社は、中野駅周辺のまちづくりに資する事業を行う者のうち、第1優先順位の交渉権者を区、第2順位を出資者及び運営事業者、第3順位をその他の者として、譲渡の交渉を行うものとする。

## 第2 中野サンプラザの現況に関する事項

### 1. 中野サンプラザの運営における権利関係等に関する事項

中野サンプラザの土地及び建物は機構が所有しており、機構は中野サンプラザの管理及び運営を（財）勤労者福祉振興財団（以下「財団」という。）に委託している。

財団は、機構との間で以下の契約を締結しており、各契約に従いそれぞれの業務を実施している。

#### 全国勤労青少年会館運営委託契約

機構が所有する全国勤労青少年会館（中野サンプラザ）の運営に関する業務を財団に委託する契約。

#### 福祉推進事業業務委託契約（図書館等分）

機構が所有する全国勤労青少年会館（中野サンプラザ）の図書館、相談室、ふるさとコーナーの運営業務を財団に委託する契約。

#### 福祉推進事業業務委託契約（勤労者福祉施設運営改善分）

機構が所有する全国勤労青少年会館（中野サンプラザ）を含む勤労者職業福祉センター等の運営改善等業務を財団に委託する契約。

財団は、全国勤労青少年会館運営委託契約に基づいて、中野サンプラザに関する業務の一部であって専門的な知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行うことが困難な業務については、機構の承認を得た上で当該業務を的確に遂行するに足る能力を有する者に再委託を行っている。

また、財団は、全国勤労青少年会館運営委託契約に基づいて、中野サンプラザの運営に必要な物品を自らの資産として取得している。

全国勤労青少年会館運営委託契約、当該契約に基づいて財団を契約当事者とする再委託契約等及び財団の取得物品等の詳細については、中野サンプラザの営業に関する情報（以下「営業情報」という。）として開示する。

### 2. 中野サンプラザの土地及び建物に関する事項

中野サンプラザの敷地概要は以下のとおり。

- ・ 地名地番 東京都中野区中野4 - 1 - 1
- ・ 地域 商業地域
- ・ 建ぺい率 80%
- ・ 容積率 600%

中野サンプラザの土地及び建物の概要は以下のとおり。

中野サンプラザの土地及び建物の概要

土	所在・地番	地目	面積（登記簿）
地	東京都中野区中野四丁目2番48	宅地	9,529.79 m <sup>2</sup>
建	所在地・家屋番号	構造	床面積（登記簿）
物	東京都中野区中野四丁目2番地48 家屋番号：2番48の1	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下3階付22階建	延 45,812.32 m <sup>2</sup>

中野サンプラザの施設概要

	床面積（登記簿）	利用用途
2 2 階	155.97 m <sup>2</sup>	
2 1 階	766.52 m <sup>2</sup>	
2 0 階	800.09 m <sup>2</sup>	レストラン
1 9 階	858.99 m <sup>2</sup>	ホテル客室（洋室）
1 8 階	889.23 m <sup>2</sup>	ホテル客室（洋室）
1 7 階	927.33 m <sup>2</sup>	ホテル客室（洋室）
1 6 階	1,089.73 m <sup>2</sup>	ホテル客室（和室・洋室） / フロント
1 5 階	1,309.44 m <sup>2</sup>	宴会場
1 4 階	1,333.86 m <sup>2</sup>	宴会場
1 3 階	1,730.91 m <sup>2</sup>	宴会場
1 2 階	1,566.70 m <sup>2</sup>	婚礼関係フロア
1 1 階	1,601.62 m <sup>2</sup>	宴会場
1 0 階	1,427.00 m <sup>2</sup>	宴会場
9 階	1,674.65 m <sup>2</sup>	相談室等（図書館があったが撤去済み）
8 階	1,684.32 m <sup>2</sup>	研修室・グループ室等
7 階	1,751.62 m <sup>2</sup>	貸教室等
6 階	2,360.26 m <sup>2</sup>	結婚式場
5 階	2,051.88 m <sup>2</sup>	サンプラザ事務室
4 階	1,667.66 m <sup>2</sup>	大ホール（2,222 席）
3 階	2,097.17 m <sup>2</sup>	
2 階	2,709.02 m <sup>2</sup>	ホール入口
1 階	4,314.18 m <sup>2</sup>	総合案内・警備室・駐車場連絡口通路等
B 1 階	4,977.23 m <sup>2</sup>	カラオケ&パーティー、スポーツ受付等
B 2 階	6,066.94 m <sup>2</sup>	プール / アスレティックスタジオ、ボウリング場
合計	45,812.32 m <sup>2</sup>	

## 第3 中野サンプラザの譲渡に関する事項

### 1. 譲渡手続に関する事項

#### (1) 譲渡申請

新会社は、事業計画及び譲渡代金の支払予定日を定め、機構に対して中野サンプラザの譲渡に関する申請を行う。

#### (2) 譲渡契約の締結

新会社は、機構との間で譲渡契約を締結し、譲渡契約に定める中野サンプラザの引渡日（以下「引渡日」という。）までに、中野サンプラザの運営を引き継ぎ、中野サンプラザの譲渡代金を機構に支払うものとする。

#### (3) 中野サンプラザの引き渡し

機構は、新会社が中野サンプラザの譲渡代金の支払を完了したときに中野サンプラザの土地及び建物の所有権を新会社に移転する。

新会社は、譲渡契約に従い、中野サンプラザの引渡日に財団の正規職員のうち雇用の継続を希望する者全員を正規職員として雇用するものとする。

ただし、新会社は、当該職員を自らが正規職員として雇用する代わりに、運営事業者（その親会社及び子会社を含む。）又は中野サンプラザの運営に関して運営事業者が直接転貸し又は業務の委託若しくは請け負わせる者（以下「運営受託者」という。）に当該職員を雇用させることができるものとする。

なお、新会社又は運営事業者若しくは運営受託者は、当該職員を同種事業を行う民間企業における雇用条件に準じて雇用するものとする。

### 2. 中野サンプラザの運営の引継に関する事項

機構、財団、区及び運営事業者は、新会社による中野サンプラザの運営の引き継ぎに関して、中野サンプラザの運営によるサービスを受ける又は受けることを予約している利用者の利便を損なわないようにすることに最大限配慮するものとする。

機構は、中野サンプラザの土地及び建物に所有権以外の権利が存在するときは、引渡日までに消滅させるよう努力するものとする。

機構は、財団をして、中野サンプラザの引渡日までは、中野サンプラザの営業実績が前年度実績よりも悪化しないように努めさせるものとする。

## 第4 中野サンプラザの事業運営に関する事項

### 1. 区の基本的な考え方に関する事項

#### (1) 運営事業者の支払う賃料

運営事業者は、新会社からサンプラザの建物を賃借し、新会社の年間支出概算相当額を下回らない額の賃料を支払うものとする。

なお、新会社の年間支出概算は次のとおりである。

公租公課等 224,395,000 円 + 管理等運営諸経費 + 融資に伴う元利金の返済

管理等運営諸経費は、事業者募集・選定の中で定める。

融資に伴う元利金の返済は、運営事業者の提案条件による金額となる。

#### (2) 賃料改定の制限

運営事業者は、新会社に対して、特別な事由がある場合を除き、賃料改定を申し出ることができないものとする。

#### (3) 賃貸借契約に係る保証金及び違約金

運営事業者は、新会社に対して、保証金（年間賃料の半額程度）を預託するものとする。

運営事業者は、賃貸借契約の途中解約にあたっては、新会社に対して、相当額の違約金を支払うものとする。

## 第5 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 民間事業者の募集に関する事項

区は、実施方針に対する質問、意見又は提案等をふまえ、必要に応じて実施方針の内容の見直しを行い、中野駅周辺まちづくりの推進を図るために最も有効な新会社の経営計画及び事業計画について、広く民間事業者から提案を募るものとする。

#### (1) 民間事業者の募集手続

##### 募集要項等の公表及び配布

区は、本事業に参加する民間事業者の募集及び選定に関する要項（以下「募集要項」という。）を区のホームページに掲載する。また、中野サンプラザの営業に関する資料（以下「営業情報」という。）を本事業への参画を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）のみに開示する。応募者は、営業情報を本事業への参加を検討することのみに使用するものとし、本事業への参加を取りやめる場合又は運営事業者として選定されなかった場合は、遅滞なく営業情報を区に返却するものとする。

##### 募集要項等に関する質問の受付及び回答

区は、募集要項及び営業情報に示されている内容についての質問を受け付け、募集要項に関する質問についての回答は公表するものとし、営業情報に関する質問についての回答はすべての応募者に通知する。

##### 事業提案書の作成及び提出

区は、応募者に本事業の目的を適正かつ確実に実施することが可能な新会社の経営計画及び事業計画についての提案（以下「事業提案」という。）を求めるものとする。

事業提案は、概ね以下に掲げる事項についての提案を求めるものとする。

- ・ 新会社の経営方針
- ・ 新会社における資金調達計画
- ・ 新会社における収支計画
- ・ 中野サンプラザの改修計画
- ・ 中野サンプラザの運営期間中の修繕計画
- ・ 中野サンプラザの運営計画
- ・ 中野サンプラザの再整備等に関する方針
- ・ 応募者における各構成員間の役割及び責任分担（契約の概要）
- ・ 応募者における各構成員の過去3年間の財務諸表
- ・ 応募者における各構成員の業務実績
- ・ 応募者における運營業務の実施に要する許認可取得状況

事業提案の著作権は、応募者に帰属するものとし、区が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、区は、これを無償で使用できるものとする。また、選定に至らなかった応募者の事業提案については、民間事業者の選定後、これを返却するものとする。

事業提案における提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を使用した結果生じる責任は、提案を行った応募者が負担するものとする。

## 民間事業者の募集・選定日程（案）

現段階で予定している民間事業者の募集・選定日程は以下のとおり。

平成16年3月中旬	募集要項等の公表及び配布
	参加表明書及び募集要項等に関する質問受付開始
公表から10日程度	参加表明書の受付締切
	募集要項等に関する質問受付締切
締切から10日程度	募集要項等に関する質問の回答の公表及び通知
平成16年4月中旬	事業提案書の受付締切
平成16年4月下旬	事業提案書に対するヒアリング
平成16年5月中旬	選定結果の公表

## （2）民間事業者の応募条件

### 応募者の構成

応募者は、本事業を実施することを予定する単独の民間事業者（以下「応募事業者」という。）又は複数の民間事業者によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

応募グループにおいては、応募グループを構成する各民間事業者（以下「構成員」という。）のなかから「代表事業者」を定め、当該「代表事業者」が応募手続を行うこととする。なお、応募事業者は「代表事業者」を兼ねるものとする。

「代表事業者」又は構成員は、区と共同で設立する新会社に出資するものとする。ただし、応募グループにおいては、すべての構成員が出資する必要はない。

応募事業者又は応募グループは、本事業を実施するために以下に掲げる業務を実施するものとし、応募グループにおいては「各構成員」の役割を明らかにするものとする。

- ・ 新会社の経営
- ・ 新会社の資金調達
- ・ 中野サンプラザの管理業務
- ・ 中野サンプラザの運営業務
- ・ 中野サンプラザの再整備等に関する業務

### 応募者の参加資格要件

応募者は、区が本事業に関する検討を委託した株式会社日建設計（同協力事務所として日建設計マネジメントソリューションズ株式会社、あずさ監査法人、東京青山青木法律事務所、株式会社ジオアカマツ、株式会社ホスピタリティ・ネットワーク）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がない者とする。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

応募者は、事業提案に示された事業内容と同一又は類似する業務の実績がある者とする。

## 2. 民間事業者の選定に関する事項

区は、民間事業者の選定において公平性の担保と透明性の確保を図ることとし、民間事業者の募集時にあらかじめ選定の基準を明らかにするとともに、民間事業者の選定後の適切な時期に選定過程における調査審議内容を公表する。ただし、事業提案における応募者のノウハウ等に係る事項を除くものとする。

## (1) 選定方法

### 有識者等委員会の設置

区は、民間事業者の選定における事業提案の評価を客観的に行うために、本事業に関連して学識経験を有する者等から構成される委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置する。

区は、民間事業者の選定における事業提案に関する評価基準及び評価内容等について有識者等委員会に調査審議を委ね、有識者等委員会における調査審議結果を受けて運営事業者を選定する。

有識者等委員会の構成は募集要項の公表時に示すことを予定している。

### 評価基準の概要

区及び有識者等委員会は、事業提案について主に以下の観点から総合的に評価を行うことを予定している。

- ・ 新会社の経営を安定させるための措置の適切さ
- ・ 中野サンプラザの運営内容及び実施体制の適切さ
- ・ 中野駅周辺まちづくりの推進に資する再整備等に関する方針の適切さ

## 第6 その他事業の実施に関して必要な事項

### 1. 実施方針の公表に関する事項

区は、実施方針の公表にあたり、営業情報の開示、中野サンプラザの施設見学会の開催、実施方針に関する質問又は意見等の受付、実施方針に関するヒアリングを実施する。それぞれの要領については以下のとおりとする。

#### (1) 中野サンプラザの営業情報の開示

本事業への参画を検討するために中野サンプラザの営業情報の開示を申し込む者（以下「情報開示申込者」という。）は、秘密保持誓約書を添えて、情報開示手続を行うこと。

##### 情報開示申込書等の受付期間

平成16年 2月 10日（火曜日） 10：00から

平成16年 2月 16日（月曜日） 17：00まで

##### 開示資料の概要【中野サンプラザの運営等に関する予定資料】

土地登記簿謄本、建物等戸簿謄本、平成15年度固定資産税・都市計画税納税通知書、土地台帳、建物台帳、構築物台帳、定期駐車契約書、賃貸借契約書、業務委託契約書等、営業報告書（10年度～14年度）、財務諸表（10年度～14年度）、部門別損益計算書（11年度～14年度）、15年度予算計画書、15年度売上・損益実績（4月～9月）、売上損益予測（15年度～18年度）部門別運営データ、勤労者福祉振興財団関連資料、改装・修繕実績概要等。

#### (2) 営業情報に関する質問の受付及び回答

##### 質問書の受付期間

平成16年 2月 10日（火曜日）10：00から

平成16年 2月 23日（月曜日）17：00まで

#### (3) 中野サンプラザの施設見学会

本事業への参画を検討するために中野サンプラザの施設見学会への参加を申し込む民間事業者（以下「参加申込者」という。）希望する民間事業者は、以下の要領で参加申込手続を行うこと。なお、中野サンプラザへのアクセスについては、下記のホームページ等を参照のこと。

<http://www.sunplaza.or.jp/info/access.html>

##### 施設見学会の日時等

・日時 平成16年 2月17日または、18日の予定  
9：00～12：00まで

・場所 東京都中野区中野4-1-1 中野サンプラザ

なお、各参加申込者における施設見学会への参加者数については、1者につき5名までを予定しているが、参加申込者が多数の場合は、各参加申込者における参加者数を1者につき3名に制限することがある。

##### 参加申込書の受付期間

平成16年 2月10日（火曜日） 10：00から

平成16年 2月13日（金曜日） 17：00まで

#### (4) 実施方針に関する質問又は意見等の受付及び回答の公表

##### 質問書等の受付期間

平成16年 2月 10日（火曜日）10：00から

平成16年 2月 19日(木曜日) 17:00まで

**回答公表予定日**

平成16年 2月 26日(木曜日)

**(5) 意見聴取**

区は、実施方針に関する質問又は意見等への回答の公表後に、本事業を実施するための資金調達、事業計画及び実施体制をとりまとめる役割を果たす「代表事業者」として本事業への参画を検討している民間事業者(以下「代表事業者予定者」という。)との間で、本事業における区と運営事業者との新たなパートナーシップの構築に関する意見聴取を行うことを予定している。

本意見聴取は、実施方針及び実施方針に関する質問又は意見等の回答をふまえ、本事業における区と運営事業者とのより発展的なパートナーシップの構築について、代表事業者予定者の意見及び提案等を求め、必要に応じて実施方針の見直しを図ることを目的とするものである。

このため、区は実施方針の内容を見直し、変更した場合は、当該変更を反映させた上で民間事業者の募集・選定を行うものとし、意見聴取に参加した代表事業者予定者は、民間事業者の募集・選定条件をふまえ、本事業への参画を辞退することも差し支えないものとする。

なお、民間事業者の募集・選定に向けた実施体制の構築に資すると考えられることから、意見聴取参加申込書を提出した代表事業者予定者の名称は公表するが、内容については原則として非公開とする。

代表事業者予定者は、以下の要領で参加手続を行うものとする。

**意見聴取の日時等**

- a. 日時 平成16年 2月27日(金曜日)
- b. 場所 中野区庁舎会議室

なお、ヒアリングの時間については、別途、各代表事業者予定者各々に通知する。

**意見聴取参加申込書の受付期間**

平成16年 2月10日(火曜日) 10:00から  
平成16年 2月23日(月曜日) 17:00まで

**2. その他**

**(1) 情報提供**

本事業に関する情報提供は、区のホームページを通じて適宜行うものとする。

**(2) 問い合わせ先**

本事業に関する問い合わせ先は区であり、本事業に関して機構及び財団に直接問い合わせないものとする。

中野サンプラザ取得・運営等事業に関する基本協定

(当事者)

中野区、出資者、運営事業者

(趣旨)

運営事業者、出資者として選定されたことの確認

「本事業」の円滑な実施に必要な基本的事項を定める

(基本的合意)

運営事業者、出資者となることの確認

「事業計画書」を策定し、区に対して提案を行ったことの確認

(当事者の義務)

新会社設立、中野サンプラザ取得、運営実施、まちづくりへの関与等の義務の確認

(新会社の設立)

「本事業」の遂行を目的とする新会社を設立する

新会社は商法に定める株式会社とする

資本金は3億円とし、区が2億円、区以外の出資者が1億円を出資する

定款に定める事項を記述

取締役、監査役及び会計監査人の選任と派遣

(新会社の出資者)

出資者による出資区分

新会社の株主構成、区が3分の2以上の議決権を保有すること

(事業契約の締結)

運営事業者は、新会社と事業契約を締結する

(譲渡契約の締結)

新会社は「機構」との間で「売買契約」を締結する

(準備行為)

「本事業」の実施に関して必要な準備行為をなす

新会社の設立に際して、準備行為を新会社に引き継ぐ

(資金調達)

運営等事業者は、新会社に対して取得に要する資金調達の実施を図る

(業務の委託等)

「維持管理業務」及び「運營業務」の委託、請け負いについて定める

(売買契約の不成立)

いずれの責にも帰さない事由により、「売買契約」の締結に至らなかったときは、準備に関して支出した費用は各自が負担

(秘密の保持)

本協定に関連する事項の秘密の保持について定める

(協定の有効期間)

有効期間は、本協定締結の日から「本事業」の終了日まで

(協議)

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて協議する

(準拠法及び裁判管轄)

日本国の法令に従い解釈されること、管轄裁判所を規定